

(事業の目的) 社会福祉法人「新生会」が設置運営する特別養護老人ホーム「望星荘」は、介護保険法令に従い、ご入居者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。ご入居者に、日常生活を営むために必要な居室（個室）および共有施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供いたします。

(運営の方針) 施設の基本方針（下欄に記載しています。）に基づいて、住宅に近い住居環境のなかで、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、また、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるように支援します。（ユニットケア）

(施設の理念)

”あたたかい笑顔であなたの暮らしに寄り添います”

(施設の基本方針)

- 生活者が笑顔で楽しく安心して暮らせる場を目指します。
- 生活者のプライバシーを確保し、人権を守り、人間としての尊厳を大切にします。
- 生活者の自立と自己決定を尊重します。
- 地域社会との交流に努め、福祉文化の向上を図ります。
- 質の高いサービスを提供するため、職員は日々自己研鑽に励みます。

(入居定員) 施設の入居定員は50人 1ユニットは10人定員とする。

内訳	1階	1ユニット	10人
	2階	4ユニット	40人

(施設の名称等)

(職員の職種及び員数)

施設の名称及び所在地は次のとおりとする。 (1) 名称 特別養護老人ホーム 望星荘 (2) 所在地 長崎県長崎市岩屋町745番地4 (3) 開設年月 平成15年11月1日 (4) 構造 鉄筋コンクリート造り2階建 全室個室 (5) 電話番号 095-855-8116 FAX番号 095-855-8117 (6) 施設長 島井 拓朗 (7) 介護保険指定番号 介護老人福祉施設 第 4270103924 号	職名	配置人数	職名	配置人数
	施設長	1名	看護職員	3名
	医師	非常勤 5名	介護職員	30名以上
	介護支援専門員	1名	管理栄養士	1名
	生活相談員	1名	事務職員	2名
	機能訓練指導員	1名	調理員	6名

協力病院	協力病院
医療法人 厚生会 道ノ尾病院 院長名 松本 一隆 所在地 長崎市虹が丘町1-1 電話番号 095-856-1111	医療法人 厚生会 虹が丘病院 院長名 富永 雅博 所在地 長崎市虹が丘町1-1 電話番号 095-856-1112

<p style="text-align: center;">ご利用料金表</p> <p>(1) 介護保険を給付される場合、入居者の自己負担は介護保険負担割合証に記載された割合に応じた負担額となります。</p> <p>(2) 介護保険給付外でご利用の場合、全額自己負担となります。</p> <p>(3) 食費、及び居住費については、所得段階に応じた負担額となります。 *詳細は、「望星荘 ご利用料金表」にてご確認下さい。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入居者による負担が適当と認められる費用は実費となります。</p> <p style="text-align: center;">緊急時及び事故発生時の対応について</p> <p>入居者の家族、入居者に係る関係機関に連絡と連携を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p style="text-align: center;">非常災害対策</p> <p>非常災害に関する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、年2回、定期的に避難救出訓練を行います。</p> <p style="text-align: center;">その他の運営について</p> <p>事業者は、従業員の資質向上を図るための研修、会議の機会を確保します。従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。</p>	<p style="text-align: center;">「苦情申し出窓口」の設置について</p> <p>本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。</p> <p>1、苦情解決責任者 島井 拓朗（施設長）</p> <p>2、苦情受付担当者 土肥 浩之（事務長） 長橋 絢也（介護支援専門員） 藤崎 まゆみ（生活相談員） 山田 慎吾（介護主任）</p> <p>3、第三者委員 柴田 聖（長崎市虹が丘町21-19）</p> <p>4、苦情解決の方法</p> <p>(1) 苦情の受付 面接、電話、書面などにより随時受け付けます。第三者委員に申し出ることも出来ます。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認 受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は内容を確認し苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。</p> <p>(4) 本事業で解決できない苦情は、下記でも受け付けます。 長崎県社会福祉協議会 「運営適正化委員会」 TEL 095-842-6410 長崎市高齢者すこやか支援課 TEL 095-829-1146 長崎県国民健康保険団体連合会（介護保険事業に関する苦情） TEL 095-826-7291</p>
---	---